

6月議会の報告(2)

..... 平野文活市議の質問から

別府の中学校

生徒も教員も苦しんでいます。

..... 教員を増やして「心豊かな中学時代を」.....

平野市議は右のような生徒の実態を示すとともに、下のような教員の長時間労働についても指摘しました。

A中学校での最終退庁時間(H24)

- 4月 (27時28分)
- 5月 (25時50分)
- 6月 (25時25分)
- 7月 (25時02分)
- 8月 (26時03分)
- 9月 (24時31分)
- 10月 (27時53分)
- 11月 (23時18分)
- 12月 (24時12分)
- 1月 (24時05分)
- 2月 (24時12分)
- 3月 (27時38分)

家庭の経済的事情で就学援助を受けている生徒も急増しています。下の表は全生徒に占める割合です。

就学援助は
5人に1人

就学援助を受けている割合

- 平成19年度 (14.73%)
- 平成20年度 (16.51%)
- 21年度 (16.68%)
- 22年度 (19.65%)
- 23年度 (19.68%)
- 24年度 (20.41%)
- 25年度 (21.21%)

中学生の不登校（年間30日以上の不登校）は、平成25年度で103名になりました。24年度は82名に比べても急増しています。1学級に1～2名いることになります。
小学生の不登校は24名（平成25）。中学生になると急増しており、対策は急務です。

不登校はついに百人以上に

平野市議は「手を尽くせば改善できる」と、学校図書館に専任の司書を配置したことにより、一人当たり貸出数が5倍に増えたことを指摘しました。

《一人当たり貸出数》

(平成19年度) (平成25年度)

- 【小学校】 18.8 冊 ⇒ 106.6 冊
- 【中学校】 1.9 冊 ⇒ 10.1 冊

日本共産党別府市議団

平野文活 (21-6749) えんど久子 (25-7630)

2014年7月5日

別府市石垣東8丁目2-31

TEL22-6576 Fax23-6529

げんきニュース

NO. 610

日本共産党が「集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」を提案

自民・公明などの反対で、否決！

集団的自衛権行使容認に反対する意見書（案）

これまで歴代政府は、「集団的自衛権は憲法上、行使できない」という立場をとってきました。そもそも集団的自衛権とは、「わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず、他国に対して武力行使する」ことであり、安倍首相も国会で「言葉の定義としてはそういう定義だ」と答弁しています。ところが安倍首相は「限定的」としながら、これまでの政府の解釈を変更して、「行使容認」に踏み込もうとしています。

戦前の日本は「侵略国家」として恐れられましたが、戦後の日本は「平和国家」として、世界に信頼されてきました。それは憲法9条で「戦争放棄」を宣言し、事実、戦後69年にわたって一度も、海外での武力行使をしていないという実績にもとづく信頼です。もし自衛隊員の銃砲で他国の将兵を傷つければ、平和国家としての信頼は一気に崩れさるでしょうし、自衛隊員に犠牲者が出ていない保障はありません。これは国民全体として大きな覚悟が必要になります。

ですから、集団的自衛権の行使容認の動きに対して、自民党元幹事長や元内閣法制局長官などからも、「立憲主義に反する」とか「そもそも首相の権限を超えており」など、批判の声があがっているのです。小泉元首相も首相時代の国会答弁で、「憲法について見解が対立する問題があれば、便宜的な解釈の変更によるものではなく、正面から憲法改正の議論をすることにより解決を図ろうとするのが筋だろうと、私は考えております」と述べています。

多くの国民が心配しています。5月17・18日に行われた『毎日』新聞と『共同通信』の世論調査では、「反対」が56%、51.3%で過半数を上回り、「賛成」は39%、34.5%でした。国民的コンセンサスのないまま、一内閣の判断で集団的自衛権の行使容認に踏み切ることは、絶対に許されません。

以上、地方自治法99条にもとづき、意見書を提出します。